

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和8年4月3日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山久米商業施設

所在地 岡山市北区久米字河本310番1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ミサワホーム株式会社

住所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

代表者の氏名 代表取締役 作尾 徹也

(3) 変更事項

(Ⅱ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前9時00分	午後10時00分
株式会社ヒマラヤ	午前9時00分	午後10時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前8時00分	午後10時00分
株式会社ヒマラヤ	午前9時00分	午後10時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分から午後10時30分まで
2	午前8時30分から午後10時30分まで
3	午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前7時30分から午後10時30分まで
2	午前7時30分から午後10時30分まで
3	午前7時30分から午後10時30分まで

(4) 変更する年月日

令和8年4月1日

(5) 変更する理由

テナントの開店時刻を繰り上げるため

2 届出年月日

令和8年3月27日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和8年4月3日から令和8年8月3日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課